

意見公募要領

1 意見公募対象

- 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正する省令案
- 無線局運用規則の一部を改正する省令案
- 無線局免許手続規則の一部を改正する省令案
- 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案

2 資料入手方法

意見公募対象については、末尾の連絡先窓口において閲覧に供するとともに、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄に掲載することとします。

3 意見の提出方法

1 下記(1)～(3)

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

また、意見公募に係る意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、下記(3)により電子メールで提出いただく場合は、(4)の電子政府の総合窓口[e-Gov] を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

2 下記(4)

意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は日本語で記入してください。

(1) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 宛て

併せて、意見の内容を保存したディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合のディスクの条件は、次のとおりです。

- ディスクの種類：CD-R、CD-RW 又は DVD-R
- ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャ

ストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

- ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名記載のラベルを貼付してください。

なお、送付いただいたディスクは、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(2) FAX を利用する場合

FAX 番号 : 03-5253-5940 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 宛て

担当 : 星野周波数調整官、西森第二計画係長、深松第三計画係長、大垣官

電話 : 03-5253-5875

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データの送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : freq-allocation_atmark_ml.soumu.go.jp (スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。)

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 宛て

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。））として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5 MB となっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(4) 電子政府の総合窓口 [e-Gov] を利用する場合

添付ファイルは利用できません。添付ファイルを利用する場合は、(3) の方法により提出してください。

4 意見提出期限

平成 27 年 11 月 2 日（月）17 時まで必着（郵送の場合も同時刻必着）。

なお、意見の受付締切時間終了後においても、意見提出様式に意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受付はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

5 留意事項

意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部電波政策課にて閲

覽に供します。

ご記入いただいた氏名（法人等にあってはその名称及び代表者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人等にあってはその名称及び代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性（職業又は業種）を公表する場合があります。法人等にあってはその名称及び代表者名について公表する場合に匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

様式

意見書

平成 年 月 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 宛て

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名(注1)
電話番号
電子メールアドレス

無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準の一部を改正する省令案等に係る意見募集に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

注3 別紙にはページ番号を記載すること。